平成２９年（フ）第２９６号
岩手県滝沢市大釜高森54番地13、旧住所盛岡市八幡町９番７号　光ハイツ201号
債務者　齊藤　陽子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３１４号
岩手県紫波郡矢巾町大字北矢幅第５地割29番地
債務者　高橋　伸幸
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１４７号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2356番地の72
債務者　草野照雄こと　ＫＵＳＡＮＯ　ＦＬＡＶＩＯ　ＴＥＲＵＯ
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第９４０号
さいたま市緑区道祖土２丁目７番20号
債務者　庭野　佳信
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６５号
さいたま市西区大字宝来1501番地１　レオパレスウエストパレスⅢ203号
債務者　松本　雅樹
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６６号
さいたま市西区大字宝来1501番地１　レオパレスウエストパレスⅢ203号
債務者　松本　直美
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３７６号
埼玉県朝霞市栄町５丁目２番１―414号
債務者　安藤　亘孝
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８１号
埼玉県鴻巣市筑波１丁目12番５号　フレグランス105号、旧住所埼玉県鴻巣市新宿１丁目44番地２
債務者　荻原　忠治
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８９号
埼玉県川口市大字芝6358番地の６　プラムハイツⅡ202号
債務者　細川　祐生
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４６１号
さいたま市桜区大字神田72番地　エクラシア与野
債務者　髙橋　利直
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６１７号
埼玉県吉川市保１丁目５番地７　Ｋ・Ｙ・Ｋ205号室
債務者　鈴木　忠幸
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５６２号
埼玉県飯能市大字中藤中郷508番地１
債務者　加藤　　猛
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５６３号
埼玉県飯能市大字中藤中郷508番地１
債務者　加藤　孝一
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６１６号
埼玉県狭山市大字水野267番地の63
債務者　佐藤　嘉己
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６２０号
埼玉県所沢市若狭１丁目2936番地の２　グランドール若狭112
債務者　佐々木寿恵
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７６号
岐阜県中津川市高山4830番地51
債務者　柘植　京美
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２８６号
滋賀県守山市古高町240番地　グランヴェールオオノ204号
債務者　東　　雅之
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大津地方裁判所民事部